

## 非稼働病床を有する医療機関に対する地域医療構想推進委員会の対応方針等に関する意見

### 1 地域医療構想推進委員会における対応について

(1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への、地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	4名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	11名
その他	0名
( )	0名

(2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	11名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。	3名
(病床を稼働できるようにするための活動等を詳細に求めるべき。)	(2名)
(地域医療構想における病床目標数に対する認識(意向))	(1名)
その他	1名
(稼働計画の期限を明確にし、計画通りに稼働しなかった場合、病床を返上する意思があるかどうかについて確認する。)	(1名)

## 2. その他、非稼働病床を有する医療機関に対する対応についての意見

- ・ 非稼働病床を有する病院の病床は、当圏域にとっては必要な病床である。圏域の住民が地域内で医療を完結するためには、非稼働病床の削減を検討するのではなく、早期に稼働させるための検討を行うべきである。
- ・ 当圏域で非稼働病床を有する病院が稼働できない理由は、スタッフの確保ができないというものが多い。医師、看護師等の確保に関して県が行うべき対応策についても、同時に説明・検討等すべきではないか。
- ・ 地域医療構想計画に基づき、病床機能の再編が進められている中、医療圏域内に非稼働病床が存在していることは大きな問題であり、直ちに解消されなければならないと考える。

現在、病床稼働率が高く入院患者の受入れを制限している医療機関や医療機能に見合った病床の整備を進めようとしている医療機関にとって、圏域内に未稼働病床が存在しているにも関わらず、増床などの病床整備計画が認められない状況は看過できないものである。

また、非稼働病床のみならず、低稼働病床を持つ医療機関についても、公的私的を問わず、病床規模の縮小をするなどの勧告を当委員会より行って頂きたい。

今後、圏域内の限りある病床を有効に活用できるよう、病床整備計画の見直しと病床の再配分について十分検討してゆく必要があると考える。

## 3. 対応方針（案）

非稼働病棟を有する医療機関（有床診療所含む）に対して、その非稼働病棟の病床を今後、返上するのか、活用予定があるのかどうか照会をかけ、活用予定がないという回答をした医療機関については、地域医療構想推進委員会に出席していただき、意見を聞くこととする。